１　　最低賃金広報用文案

|  |
| --- |
| 必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も  　熊本県最低賃金が改正されました。  **時間額８９８円（令和５年１０月８日から）**  　この最低賃金は、県内すべての事業所、労働者に適用されます。  　詳しいお問合せは、熊本労働局労働基準部賃金室（096-355-3202）  　又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。 |